（交付金の支払）

第十三条　交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2　交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第七による交付金支払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第十四条　交付金事業者は、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む。）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、当該年度の終了後速やかに、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十五条　交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第八により、速やかに、経済産業大臣に報告しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3　第十二条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

（交付の決定の取消し）

第十六条　経済産業大臣は、第八条第四号の規定による交付金事業の中止又は廃止に係る申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第七条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

二　交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

（財産処分の制限）

第十七条　交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2　交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に指定する財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第十八条　交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第十九条　交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十による交付金調書を作成しておかなければならない。

附　則

この告示は、平成二十七年十月十六日から施行し、平成二十七年度予算から適用する。

様式第1（第6条関係）

年度原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付申請書

年　月　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）　㊞

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第6条第1項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付事業

1．交付金事業の内容

2．交付金事業の事業主体

3．交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）

4．交付対象経費

5．交付を受けようとする額

6．交付金事業の着手及び完了予定日

（備考）(1)　仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

(2)　用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

1．総括表

（単位：円）

収	入	支	出
イ　自己資金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
ロ　起債又は借入金			
ハ　その他			
ニ　交付金			
合　計		合　計	

（備考）基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ　その他」に記載すること。

Ⅱ．個表

1～n．事業名（措置名）

（単位：円）

収	入	支	出
イ　自己資金		イ　事業費	
ロ　起債又は借入金		(1)　工事費	
ハ　その他		(2)　用地費及び補償費	
ニ　交付金		(3)　調査設計費	
		(4)　設備費	
		(5)　調査費、広報費及び研修費	
		(6)　維持運営費	